

平成30年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	安土城考古博物館修繕業務委託	安土城考古博物館修繕業務委託	平成30年10月23日 ～ 平成31年3月31日	(公財)滋賀県文化財保護協会	15,213,960	委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる業務であり、日常の施設運営との調整を図りながら執行する必要がある、当該施設の状況を熟知している者でなければ執行出来ない内容であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(播沢遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(播沢遺跡)	平成30年11月12日 ～ 平成31年3月22日	(公財)滋賀県文化財保護協会	10,338,840	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県内では唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(上砥山遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(上砥山遺跡)	平成30年11月28日 ～ 平成31年3月20日	(公財)滋賀県文化財保護協会	13,070,160	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県内では唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ